

工事作業所災害防止協議会兼施工体系図

発注者名		工期	自		至
工事名称					

		《一次下請業者》		《二次下請業者》		《三次下請業者》	
元請名	作成建設業者の商号名称を記入	会社名		会社名		会社名	
監督員名	作成建設業者が置いた 監理または主任技術者の氏名を記入	代表者名		代表者名		代表者名	
監理技術者名 主任技術者名		許可番号		許可番号		許可番号	
監理技術者補佐名	作成建設業者が置いた 専門技術者の氏名及び担当する工事内容を 具体的に記入(※)	一般/特定の別	一般 / 特定	一般/特定の別	一般 / 特定	一般/特定の別	一般 / 特定
専門技術者名		工事内容		工事内容		工事内容	
担当工事内容		安全衛生責任者		安全衛生責任者		安全衛生責任者	
専門技術者名		主任技術者		主任技術者		主任技術者	
担当工事内容		特定専門工事の該当	有・無	特定専門工事の該当	有・無	特定専門工事の該当	有・無
		専門技術者		専門技術者		専門技術者	
		担当工事内容		担当工事内容		担当工事内容	
		工期	~	工期	~	工期	~

会長	統括安全衛生責任者				
副会長		書記			

		《一次下請業者》		《二次下請業者》		《三次下請業者》	
会社名	下請業者が受注した建設工事の名称を記入 ※工事の名称から施工する工事の内容を 判断し難い場合には、分かりやすい 名称にする	会社名		会社名		会社名	
代表者名		代表者名		代表者名		代表者名	
許可番号		許可番号		許可番号		許可番号	
一般/特定の別	一般 / 特定	一般/特定の別	一般 / 特定	一般/特定の別	一般 / 特定	一般/特定の別	一般 / 特定
工事内容		工事内容		工事内容		工事内容	
安全衛生責任者		安全衛生責任者		安全衛生責任者		安全衛生責任者	
主任技術者		主任技術者		主任技術者		主任技術者	
特定専門工事の該当	有・無	特定専門工事の該当	有・無	特定専門工事の該当	有・無	特定専門工事の該当	有・無
専門技術者		専門技術者		専門技術者		専門技術者	
担当工事内容		担当工事内容		担当工事内容		担当工事内容	
工期	~	工期	~	工期	~	工期	~

		《一次下請業者》		《二次下請業者》		《三次下請業者》	
会社名	下請負人の商号名称を記入	会社名		会社名		会社名	
代表者名	下請負人の代表者名を記入	代表者名		代表者名		代表者名	
許可番号	下請負人の許可番号を記入、特定建設業 または一般建設業を明示	許可番号		許可番号		許可番号	
一般/特定の別	下請負人が請け負った建設工事の具体的内容を記入	一般/特定の別	一般 / 特定	一般/特定の別	一般 / 特定	一般/特定の別	一般 / 特定
工事内容	下請負人が置いた安全衛生責任者の氏名を記入(※)	工事内容		工事内容		工事内容	
安全衛生責任者	下請負人が置いた主任技術者の氏名を記入(※)	安全衛生責任者		安全衛生責任者		安全衛生責任者	
主任技術者	下請負人が置いた専門技術者の氏名及び 担当する工事内容を具体的に記入(※)	主任技術者		主任技術者		主任技術者	
特定専門工事の該当		特定専門工事の該当	有・無	特定専門工事の該当	有・無	特定専門工事の該当	有・無
専門技術者		専門技術者		専門技術者		専門技術者	
担当工事内容		担当工事内容		担当工事内容		担当工事内容	
工期	~	工期	~	工期	~	工期	~

		《一次下請業者》		《二次下請業者》		《三次下請業者》	
会社名	下請負人が請け負った建設工事の契約書	会社名		会社名		会社名	
代表者名		代表者名		代表者名		代表者名	
許可番号		許可番号		許可番号		許可番号	
一般/特定の別		一般/特定の別	一般 / 特定	一般/特定の別	一般 / 特定	一般/特定の別	一般 / 特定
工事内容		工事内容		工事内容		工事内容	
安全衛生責任者		安全衛生責任者		安全衛生責任者		安全衛生責任者	
主任技術者		主任技術者		主任技術者		主任技術者	
特定専門工事の該当		特定専門工事の該当	有・無	特定専門工事の該当	有・無	特定専門工事の該当	有・無
専門技術者		専門技術者		専門技術者		専門技術者	
担当工事内容		担当工事内容		担当工事内容		担当工事内容	
工期	~	工期	~	工期	~	工期	~

注意事項

- 説明書き後ろに(※)があるものは、技術者等を置かない場合もあるのですが、その際は記入不要です。
- 下請負人が建設業の許可を受けていない場合は、下請負人に関する「主任技術者」及び「専門技術者」については、記載不要です。
- 警備業者については、国土交通省が仕様書により記入を義務付けていることから、本市の共通仕様書等でも記載をお願いします。
- 建設業法では施工体系図の様式は定められていませんので、この様式によらなくても構いません。